

# 大津市中期財政フレーム

計画期間 令和 6 年度～令和 10 年度



令和 5 年 1 0 月

大 津 市



1	改定の背景.....	1
2	中期財政フレームの必要性.....	2
3	フレーム改定における基本的事項.....	2
4	歳入歳出の推計	
	歳入.....	3
	歳出.....	5
5	向こう5年間の主な歳出の見通し.....	7
6	向こう5年間の財政収支の見通し.....	8
7	向こう5年間の財政指標の見通し.....	9
8	参考（概算要求）.....	11
9	参考（用語説明）.....	12

本文中の※●（数字）は、P.12の用語説明を参照

## 1 改定の背景

我が国では、令和元年度末に始まった新型コロナウイルス感染症の影響や令和4年2月に開始されたロシアによるウクライナへの侵攻等に端を発する世界規模での不確実性の高まりによる原油や穀物等の高騰、円安の進行による輸入物価の上昇などにより、複数年にわたり国民生活や経済活動の大きな落ち込みを経験してきたが、ワクチン接種や医療提供体制の強化、各種給付金等による社会経済活動の下支えなど、国民の命と暮らし、事業者の営みや雇用を守るために、これまで国・地方の総力を挙げた手立てが講じられてきた。

本市においても新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を中心に、国県支出金を最大限に活用するとともに、国県施策との相乗効果を発揮させるものと本市独自の支援策を適切に見極め、織り交ぜながら、地域の実情に応じたきめ細やかな施策を展開してきたところである。また、コロナ禍の数年間については、目前のコロナ対応に加え、総合計画第2期実行計画に掲げる事業を着実に推進する一方で、市税を始めとした基幹収入の堅調な推移や臨時的な普通交付税の増額等を背景に、各種基金について政策的な積立を実現することができた期間でもあり、継続的に安定的かつ健全な財政運営を維持できている。

しかし、中長期的な視点に立てば、少子高齢化等を背景に増嵩する扶助費や特別会計への繰出金、人口動態の変動に伴う財政構造の変化、加速化する公共施設の老朽化対策に応じて高まる事業債残高とそれに伴って膨らむ公債費、頻発化・激甚化する災害への備えなどに加え、国スポ・障スポをはじめとした大規模事業の進捗に伴う大きな財政需要も間近に控えていることから、今後の財政運営の展望としては、とても楽観視できる状況にない。さらに、財政収支の見通しとして、直近年度のみならず多年度において収支のバランスを取るためには、各種基金を活用した財政運営が不可欠な状態にあることを認識しなくてはならない。

一方で、このような状況においても、決して市政の停滞を招かないという固い決意のもと、これまで政策的意図を持って積み立ててきた各種基金については、それぞれの基金の持つ意味や特性を活かしつつ、機動的かつ効果的に活用する財政運営の意識も併せ持たなくてはならない。ただし、その活用は将来を見据え、必要最低限にとどめることに留意する。

加えて、令和6年度以降は、コロナ禍から完全に脱し、歳出構造は平時に戻ることを強く意識すると同時に、緊急時の財政支出を必要以上に長期化・恒常化させないという認識のもと、予算編成を行う必要がある。

これらの状況を総合的に勘案し、収入の適切な見積もりに努めるとともに、各事業における経過や総合計画等に掲げる事業の着実な推進を見据えた、適正な支出の予測に基づく財政収支を明らかにすることにより、それを中期財政フレームとしてとりまとめ、本市の中長期的な財政運営の指針とするものである。

## 2 中期財政フレームの必要性

行財政運営にあたっては、行政サービスに対する市民の満足度と要請を踏まえ、その受益と負担の適切なバランスを保ちつつ、資産の形成や維持管理に対する現世代と将来世代の負担の公平性にも留意し、総合計画等に沿ったまちづくりと持続可能な都市経営を推進することが必要である。また、本市の主体的な取組を進めることはもとより、人口減少・少子高齢化社会の進行等を背景とする国全体の財政健全化に向けた取組や、社会情勢の変容による新たな財政需要が加わる中、これらの変化への適切な対応が求められており、将来世代の暮らしの安定も見据えながら、常に中長期的な視点を持った健全な運営が求められている。

直近の社会経済情勢を踏まえ、将来に見込まれる収入を出来る限りの確に把握し、総合計画実行計画等に掲げる事業の着実な推進と行財政改革の継続した取組のもと、毎年度、向こう5年間の収支見通しに対する財政運営の方針を中期財政フレームとしてとりまとめ、計画期間中における収支不足の解消を具体化する取組を、単年度の財政運営の指針（予算の適正規模）として示し、健全財政の堅持に取り組むものである。

## 3 フレーム改定における基本的事項

(1) 対象期間 令和6年度から令和10年度までの5年間

(2) 対象会計 一般会計（特別会計や企業会計への繰出金を含む。）

(3) 推計のベース

① 各部局の所管する予算事業について、令和6年度から令和10年度までの概算要求をもとに、総合計画実行計画等に掲げる事業の着実な推進や行財政改革の継続した取組、現時点の協議や検討の進捗状況を踏まえ、各事業費を精査のうえ推計。

② 推計の起点は、令和4年度決算額と令和5年度決算見込額（令和5年9月時点）

(4) 財政指標の目標値

財政の健全性を持続するために、下記4つの財政指標について目標値を設定。

① 経常収支比率 94%以下

② 実質公債費比率 10%以下

③ 将来負担比率 50%以下

④ 市債残高 700億円以下

〔上記の市債残高は、病院事業及び介護老人保健施設事業の地方独立行政法人移行等に伴う債務承継分（病院事業債）、堅田駅西口土地区画整理事業における公共施設（道路や公園等）整備に伴う事業債、臨時財政対策債<sup>\*1</sup>を除いた市債残高。〕

## 4 歳入歳出の推計

### 歳入

#### (1) 市税

##### ① 個人市民税、法人市民税

個人市民税は現時点の社会経済情勢等を踏まえ、法人市民税は現行の税制を踏まえ、いずれも令和4年度決算額をもとに推計。

##### ② 固定資産税、都市計画税

令和6年度と令和9年度は固定資産評価替えによる影響を見込み、それ以外の年度は新增築家屋が引き続き増加するものとして推計。

##### ③ 軽自動車税、市たばこ税

軽自動車税は登録台数の増加は見込めないものの、税率改正を反映して推計。

市たばこ税は課税標準本数の減少を見込み推計。

##### ④ その他の市税（事業所税、入湯税等）

令和6年度以降のその他の市税は、現時点の社会経済情勢等を踏まえ、令和4年度決算額をもとに推計。



#### (2) 地方譲与税、交付金等

地方譲与税<sup>※2</sup>、県税交付金<sup>※3</sup>ともに、直近の決算情報やこれまでの経年変化、制度に応じた変動等を踏まえ推計。

### (3) 地方交付税

普通交付税<sup>\*4</sup>は各年度の基準財政収入額と基準財政需要額について、近年の交付額や国の動向等を踏まえて推計。特別交付税<sup>\*5</sup>は近年の交付額を踏まえ、令和6年度以降、毎年6億円を見込む。



### (4) 国県支出金

事業施行年度の歳出事業費に見合う国県支出金を見込む。

### (5) 市債

- ① 現行の地方債制度に基づき、対象となる事業の施行年度に相当額を見込む。
- ② 臨時財政対策債は近年の発行可能額や国の動向を踏まえて推計。



### (6) 繰入金

- ① 財政調整手段としての財政調整基金<sup>\*6</sup>の繰入金を見込む。
- ② 公共施設の老朽化対策に係る公共施設等整備基金の繰入金を見込む。
- ③ 他の特定目的基金<sup>\*7</sup>は過去の実績を踏まえ、特定事業に係る繰入金を見込む。

## 歳 出

### (1) 人件費

常勤職員及び会計年度任用職員に係る給与費のほか、退職手当金は各年度に見込まれる定年退職予定者等の見込みに従い、所要額を推計。

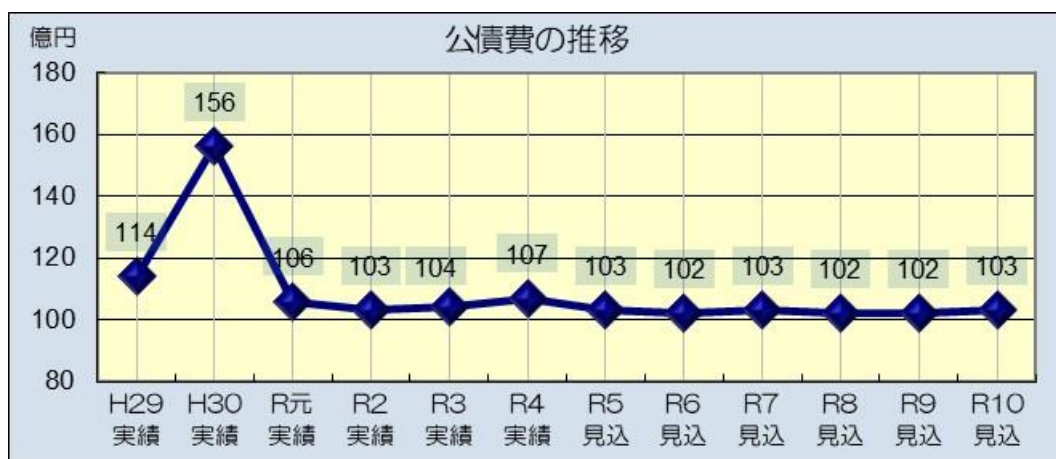
### (2) 扶助費<sup>※8</sup>

幼児教育・保育無償化に伴う地方負担分はもちろん、障害福祉サービス費や福祉医療費助成等の各種支給費のほか、子ども・子育て支援施策の拡充や高齢者福祉に係る給付制度の自然増なども見込み、所要額を推計。



### (3) 公債費<sup>※9</sup>

- ① 既発債はそれぞれの償還予定表に従い、フレーム期間中に新たに発行する見込みの新発債は対象事業の施行年度に基づき、償還額を算定。
- ② 令和6年度以降の新発債の利率は、財政融資、地方公共団体金融機構、銀行等資金の近年の金融情勢と将来見通しから、年利0.5%で算定。





**(4) 物件費<sup>※10</sup>、維持補修費、補助費等<sup>※11</sup>**

全ての予算事業における費用を事業ごとに推計し、所要額を算定。

**(5) 積立金**

各種基金における運用益以外の新規積立は見込まない。

**(6) 繰出金**

一般会計から各特別会計への繰出金については、フレーム期間中における事業の進捗状況や繰出対象経費を精査しながら所要額を見込むとともに、高齢化の進展に伴う医療費や介護サービス費の増加等の影響を受ける保険事業会計への繰出金は自然増を見込み、所要額を推計。

**(7) 投資的経費<sup>※12</sup>**

道路や河川の改修費など毎年一定の経費が見込まれるものや、事業進捗中である中消防署の移転新築、学校施設の長寿命化改良やトイレ改修をはじめ、総合計画実行計画等の各種計画に見込まれる事業など、推計された所要額を精査し、事業施行年度に相当額を見込む。また、国県等補助金を活用し実施する事業は、予め要望する交付額や交付見込額に照らし、所要額を算定。



## 5 向こう5年間の主な歳出の見通し

	R4 決算	R5 現計予算	単位：億円 R6～10の 事業費見通
<b>【社会保障関連経費】</b>			
障害福祉費 （障害福祉サービス費・障害者医療費助成など）	112	117	671
医療費助成 （老人・乳幼児・子ども・母子家庭等）	12	13	75
民間保育施設費 （民間保育所児童運営費、施設型給付等支給事業費など）	103	102	523
児童手当・児童扶養手当	62	62	402
生活保護費	66	66	336
各種保険事業特別会計への繰出金 （国保、介護、後期高齢者）	116	119	638
			単位：億円
<b>【社会資本整備等関連経費】</b>	R4 決算	R5 現計予算	R6～10の 事業費見通
一般廃棄物処理施設の管理経費・施設改築更新 一般廃棄物収集運搬経費など	70	33	185
社会体育施設や都市公園施設の管理運営・施設整備など 〔国スポ・障スポ大会関連経費を含む〕	21	21	128
道路維持費 （道路維持修繕、街路樹管理、市道橋補修）	10	12	73
道路新設改良費 （市道幹2028号線、幹1009号線の道路整備など）	8	9	48
街路事業費（都市計画道路3・4・9号、 3・4・46号の道路整備など）	7	4	34
小中学校の長寿命化改良・トイレ改修・ICT環境 整備など	39	49	421
中消防署移転新築関連経費	6	3	8

今回改定する中期財政フレームの向こう5年間の歳出見通しは、前回の改定時に比べ約488億円増加した。全体としてこれだけ事業費が増加した主な要因は、これまで対応が遅れていた学校施設の長寿命化改良やトイレ改修の加速化、令和6年度からの児童手当の制度改正にともなう対象者の拡充、令和7年度に滋賀県で開催する国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に係る開催負担金などの経費を的確に見込むと同時に、少子高齢化の進展等に伴う社会保障関連経費についても、各事業の年度進捗に伴う増嵩分を適切に捕捉した結果、大幅な増加見通しとなったものである。

## 6 向こう5年間の財政収支の見通し

現在の国の地方財政運営への動向や先行きが見通し難い社会経済情勢、前年度決算額などを総合的に勘案したうえで、歳入見通しにおいては、現時点におけるできる限り正確な見込額による推計を行い、一方の歳出については、少子高齢化等を背景に増嵩する扶助費や公共施設の老朽化対策経費、国スポ・障スポをはじめとした大規模事業の進捗に伴う経費等を適切に見込んだ結果、フレーム期間中の収支バランスを取るためには、財政調整基金や公共施設等整備基金などからの繰入金を見込まざるを得ない、非常に厳しい見通しとなった。

しかし、このような状況下においても、これまで政策的意図を持って積み立ててきた各種基金を機動的かつ効果的に活用し、直面する多様な行政課題への対応を停滞させることなく実施しなければならない。一方で、各種基金も限りある財源であるため、将来の財政需要を見据えて必要最小限の活用にとどめ、課題解決に向けた迅速かつ柔軟な対応と財政規律の堅持を両立させていく必要がある。

単位：百万円

年度		R4 決算	R5 現計予算	R6 見込	R7 見込	R8 見込	R9 見込	R10 見込	
歳入	市税	53,711	52,186	52,354	52,743	53,082	52,659	53,031	
	譲与税・交付金	10,212	10,193	10,600	10,606	10,598	10,592	10,585	
	地方交付税	13,377	11,900	14,296	14,190	14,329	14,615	14,849	
	国県支出金	44,503	39,262	36,140	38,950	37,907	38,088	38,495	
	市債	8,475	8,903	11,160	10,755	9,861	8,799	9,235	
	その他	11,636	10,986	8,719	8,483	7,512	7,072	8,103	
計(A)		141,914	133,429	133,269	135,726	133,289	131,824	134,298	
歳出	人件費	23,581	23,349	24,459	23,929	24,658	23,883	24,921	
	扶助費	43,243	40,300	40,674	42,990	43,424	43,898	44,397	
	公債費	10,682	10,276	10,192	10,317	10,219	10,160	10,319	
	投資的経費	12,966	13,901	15,442	13,857	13,901	12,677	13,247	
	その他	46,921	45,602	42,503	44,634	41,088	41,205	41,414	
計(B)		137,393	133,429	133,269	135,726	133,289	131,824	134,298	
うち一般財源		85,960	80,785	80,188	81,127	79,945	79,742	80,454	
収支(A)-(B)		(4,520)	0	0	0	0	0	0	
R4カッコ内数値は形式収支 下段は実質収支		3,693							5年計
<b>各年度の基金充当額 (歳入その他の一部を再掲)</b>				2,212	1,986	1,042	544	1,656	<b>7,439</b>

※現計予算は、令和5年度8月補正予算[第1次]に、令和4年度から令和5年度への繰越事業を追加した額です。  
※各項目は、単位未満の端数を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合があります。

## 7 向こう5年間の財政指標の見通し

財政収支の見通しを踏まえた財政指標（経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率、市債残高）の見通しは、次のとおり。

### （1）経常収支比率の推移

経常収支比率は、財政構造の弾力性を指標化し、市税など毎年経常的に収入される財源が義務的経費など毎年経常的に支出される経費に充当される割合を示すもので、比率が高いほど財政が硬直化する傾向を表す。

引き続き、扶助費などの義務的経費の増加や一般行政経費の比重が高まる傾向にあるため、予断を許さない状況が続くと見込まれる。増減はあるものの、基本的な傾向としては、財政構造の硬直化が進んでいることから、今後とも、一般行政経費をはじめとする経常経費の抑制に努め、弾力性を保持した財政運営を図っていくことが肝要となる。



### （2）実質公債費比率の推移

実質公債費比率は、借入金の返済額を指標化し、当該地方公共団体の資金繰りの深刻度を示すもので、一般会計で償還している市債に加え、特別会計で償還し、一般会計がその一部を繰出金として負担しているものを含めて算出する。比率が高いほど深刻度が高い。

フレーム期間中は数値がマイナスとなり、資金繰りに問題はないと見込まれるが、引き続き、事業の選択と集中による投資的経費の最適化に努め、健全な財政運営の維持を図る。



### (3) 将来負担比率の推移

将来負担比率は、一般会計の借入金や将来支出しなければならない可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来の財政を圧迫する可能性の度合いの程度を示すもので、比率が高いほどその可能性が高い。

市債残高の増加や基金の取り崩しにより充当可能基金が減少すれば、将来負担比率が上昇することから、今後の動向に注視することが肝要である。令和元年度以降、数値が算定されており、フレーム期間中も同様の見込みであるが、今後も健全な財政運営の維持に努める。



### (4) 市債残高の推移

近年、東部学校給食共同調理場やごみ処理施設の改築更新など、大型の投資的事業を推進してきた結果、病院等承継分及び臨時財政対策債を除いた事業債残高の高まりが顕著である。そのような状況下においても、小中学校など老朽化する公共施設のマネジメント事業を加速化させることは必須であり、今後さらなる建設事業債の増嵩は避けられない。市債残高全体としては、臨時財政対策債の発行額が減少しているため、令和8年度をピークに減少へ転じるとみられるが、令和7年度以降は事業債残高の上限目標額を超過する見込みとなった。各建設事業の優先性の精査はもとより、建設事業の推進に伴う各種事業債の計画的な発行や単なる資金手当としての市債の発行抑制、各種基金の活用など多様な取組を行い、市債残高の増嵩を抑制するとともに、他の財政指標等の動向にも留意し、バランスの取れた財政運営に努めなければならない。



## 8 参考（概算要求）

中期財政フレーム改定にあたり、各部局から提出された令和6年度から令和10年度までの概算要求は下記表のとおりで、これを踏まえ、事業の必要性・有効性・優先性など「選択と集中」による選定を経て、財政収支や財政指標の見通しを取りまとめたものである。

一般会計の向こう5年間の財政収支（概算要求）

単位：百万円

年度		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
		決算	現計予算	見込	見込	見込	見込	見込
入	市税	53,711	52,186	52,354	52,743	53,082	52,659	53,031
	譲与税・交付金	10,212	10,193	10,600	10,606	10,598	10,592	10,585
	地方交付税	13,377	11,900	14,296	14,190	14,329	14,615	14,849
	国県支出金	44,503	39,262	37,411	39,837	39,283	39,378	40,594
	市債	8,475	8,903	11,068	10,450	10,671	9,353	9,489
	その他	11,636	10,986	6,943	7,145	6,868	6,967	6,778
計(A)		141,914	133,429	132,670	134,971	134,830	133,563	135,325
出	人件費	23,581	23,349	24,089	23,574	24,295	23,525	24,563
	扶助費	43,243	40,300	41,111	43,760	44,553	45,408	46,337
	公債費	10,682	10,276	10,192	10,317	10,219	10,160	10,323
	投資的経費	12,966	13,901	16,870	15,269	16,343	15,086	14,761
	その他	46,921	45,602	47,415	48,045	43,661	43,602	43,956
計(B)		137,393	133,429	139,677	140,966	139,071	137,781	139,939
うち一般財源		85,960	80,785	86,596	86,368	85,727	85,699	86,118
収支(A)-(B)		(4,520) 3,693	0	△ 7,007	△ 5,995	△ 4,241	△ 4,218	△ 4,614
R6からR10の5年間の収支				△ 7,007	△ 19,068			△ 26,075

※現計予算は、令和5年度8月補正予算[第1次]に、令和4年度から令和5年度への繰越事業を追加した額です。  
 ※各項目は、単位未満の端数を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合があります。

## 9 参考（用語説明）

ページ	用語	説明
P.2	※1 臨時財政対策債 （臨財債）	地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる特例として発行される地方債。発行可能額は国によって決定され、元利償還相当額が地方交付税に全額算入される。
P.3	※2 地方譲与税	国が徴収した税を一定の基準により地方団体に譲与するもの。 （自動車重量税、地方揮発油譲与税など）
P.3	※3 県税交付金	県が徴収した税を一定の基準により市町に交付するもの。 （利子割交付金、配当割交付金など）
P.4	※4 普通交付税	標準的な行政需要（基準財政需要額）に対し、標準的な税収入等（基準財政収入額）が不足する団体に国から交付されるもの。
P.4	※5 特別交付税	災害など普通交付税で捕捉されない特別の財政需要について、国から交付されるもの。
P.4	※6 財政調整基金	年度間の財源を調整するための基金。財政に余裕が生じた年度に積立を行い、財源が不足する年度に取崩して歳入不足を補う。
P.4	※7 特定目的基金	特定の目的のために積み立てられた基金。学校や市民センターなどの大規模な整備事業を目的とした「公共施設等整備基金」などがある。
P.5	※8 扶助費	社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。
P.5	※9 公債費	地方公共団体が発行した地方債の返済に要する経費。
P.6	※10 物件費	人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称。（旅費、備品購入費、委託料など）
P.6	※11 補助費等	各団体等への補助金や専門家への報酬、他の地方公共団体や国などに対する支出。
P.6	※12 投資的経費	道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設など、社会資本の整備等に要する経費。